

## 2007度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず      今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：11項目      ○-B：9項目      △-B：13項目      △-C：0項目      ×-B：7項目      ×-C：2項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>I. 総合経済・産業政策</b></p> <p><b>1. 団塊世代をはじめとする中高年層が退職後も、優れた知識や経験を活かして地域で活躍できる社会の構築にむけて、以下の施策を講じること。</b></p> <p>(1) 県と市町村が一体となって、団塊世代や中高年の退職後の就職や起業、NPO・ボランティア活動などの支援をおこなうために、各市町村における「団塊世代活動支援センター」設置にむけた指導・支援を行うこと。</p>	<p>&lt;産業労働部 雇用対策課&gt;</p> <p>県、市町村、経済・商工団体、NPOなどを構成員とする「団塊世代活動支援ネットワーク会議」を組織し、活動支援に関する情報交換を行うとともに、事業の共同実施などについて検討しており、市町村における団塊世代対策実施に向け、機運の醸成を図っています。</p> <p>また、団塊世代活動支援センターでは、既に一部の市町村と共催で各種セミナーを開催しており、引き続き、セミナー等の開催を通じて、各市町村における団塊世代対策について支援を行っていくこととしています。</p> <p>○ 市町村との共催セミナー（共催市・団体）</p>	<p>(1) ○-B</p> <p>県と各市町村・社会福祉協議会との共催セミナーの開催など評価できる。今後より多くの市町村との連携を求めていく。</p> <p>再要請の必要性など、今後の推移を見極めながら検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 団塊世代や中高年層が、退職後も生き生きと活躍するための支援活動とその実効性を高めるために、関係団体による「団塊世代活動支援推進会議（仮称）」を設置すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>(1) 高齢社会が益々進展するなかで、労働力不足、技能・技術の伝承、後継者問題などへの対応が求められている。</p> <p>このような中で、2007年問題といわれる団塊世代の定年退職が本年から始まった。埼玉県地域労使就職支援機構の調査によると「定年退職後も働く意志がある」方が80%、その内で現在の勤務先を望む方が60%、勤務先以外を望む方が25%、起業・NPO・ボランティアなどを希望している方が10%となっている。</p> <p>埼玉県は、中小企業の技術支援・再就職・起業・NPO活動など、地域で団塊世代に代表される中高年世代を活力として取り込む仕組みづくりにむけて「団塊世代活動支援センター」を設置し支援活動をスタートした。</p> <p>「団塊世代活動支援センター」は、各地域（市町村）で取り組んでもらうための「気運・流れ」をつくるこ</p>	<p>・平成19年9月28日 夢を叶えるセカンドライフ（草加市）</p> <p>・平成19年9月29日 セカンドライフの基礎知識（新座市）</p> <p>・平成19年9月29日 自分を活かす働き方・生き方（新座市）</p> <p>・平成19年11月17日 いきいきセカンドステージ（上福岡市社会福祉協議会）</p> <p>・平成19年11月24日 60歳代の働き方と年金（桶川市）</p> <p>・平成20年 1月26日 NPOコミュニティビジネスって何（上福岡市社会福祉協議会）</p> <p>・平成20年1月26日 定年はハッピーライフ（草加市）</p> <p>・平成20年3月17日 団塊世代の地域デビュー（川越市）</p> <p>＜産業労働部 雇用対策課＞</p> <p>県、市町村、経済・商工団体、NPOなどを構成員とする「団塊世代活動支援ネットワーク会議」を組織し、活動支援に関する情報交換を行うとともに事業の共同実施などについて検討しています。概要は下記のとおりです。</p> <p>○ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名 称 団塊世代活動支援ネットワーク会議</li> <li>・ 事務局 団塊世代活動支援センター</li> <li>・ 構成員 県 団塊世代活動支援センター、産業技術総合センターなど6機関</li> <li>市町村 さいたま市など22市町</li> <li>金融機関 埼玉りそな銀行など4行</li> <li>経済団体 埼玉県経営者協会</li> <li>埼玉県労働者福祉協議会</li> <li>労働者団体 連合埼玉</li> <li>商工団体 さいたま商工会議所、上尾商工会議所など8団体</li> <li>NPO団体 東上まちづくりフォーラムなど7団体</li> <li>報道機関 サンケイリビング新聞社など4社</li> <li>その他団体 (財)いきいき埼玉、埼玉県社会福祉協議会など</li> </ul>	<p>(2) ○-A</p> <p>要請趣旨に沿った会議が設置されている。</p> <p>この会議の機能・実効性が高められるよう注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>とを使命とし、3年間の限定設置となっているが、団塊世代や中高年の活躍の場、受け皿は各地域であることから、県として、各市町村での積極的な「団塊世代への支援体制」構築にむけた支援・指導が求められる。</p> <p>(2) 県（団塊世代活動支援センター）や、労働局・労働団体・労働福祉団体・経営団体・NPO、などで構成する「推進会議」を設置して、各々の機関や団体が行っている団塊世代や中高年層への支援活動や情報をネットワーク化し、より効果的な支援活動や具体的な活躍の場の提供・拡大など、実効性を高める施策の展開が求められる。</p> <p><b>2. 埼玉県特有の財産である森林や身近なみどり、農産物など、埼玉の特色を活かした地域活性化策を市町村と一体となって進めること。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成19年7月12日 第1回活動支援ネットワーク会議 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動事例紹介 「ボランティア貯蓄でまちづくり事業」「団塊世代就農支援事業」など</li> <li>② 意見交換</li> </ul> </li> <li>(2) 平成19年9月27日 活動支援ネットワーク会議・OB人材活用部会 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市シニアバンク事業の概要</li> <li>・OB人材活用状況の現状－登録状況、マッチング状況など－</li> <li>・人材活用事業運営上の課題</li> <li>・マッチングの成功事例－成功事例の情報交換－</li> </ul> </li> <li>(3) 平成20年2月18日 活動支援ネットワーク会議・市町村部会 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団塊世代活動支援センターの活動報告</li> <li>・「共助の仕組みづくり」への取り組み －秩父市：ボランティアバンクお助け隊－</li> <li>・「商店街に華やぎを！」シニア園芸セミナーの取り組み －熊谷市：レッツ・ビギン飛び出せ！定年事業－</li> </ul> </li> <li>(4) 平成20年3月4日 活動支援ネットワーク会議・OB人材活用部会 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新現役チャレンジプラン</li> <li>・団塊世代活動支援センターの活動報告</li> <li>・各機関・団体の活動状況</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(1) 山林や休耕地などを活用した、自然・緑など埼玉の魅力を県内外に発信できる「観光施設」「農林業体験施設」や「週末や休暇を農山村で過ごすスローライフ施設」「移住場所」など、埼玉県の新名所づくりを行うこと。</p> <p>(2) 地域特産品・ブランド品などの『朝市』を推奨し、農業振興と地域活性化をはかること。          &lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 埼玉県は森林が県土の3分の1を占めているが、林業経営の悪化や担い手の高齢化などから、所有者の努力だけでは十分な管理ができず、森林の荒廃が問題となっている。県においては、森林の持つ公益的機能(水源かんよう機能、地球温暖化防止など)の維持、自然環境保護の観点から県民参加の保全活動の推進が求められている。</p> <p>また、近年はより安全・安心な農産物に対する消費者ニーズが高まっているが、林業と同様に農業従事者の高齢化により後継者がいなくなった農家・農地などが増えている。</p> <p>恵まれた自然・首都圏に位置する優位性を活かし、山林や休耕地を有効活用した、観光施設や・体験型の農林業施設、移住場所など、市町村と一体となった名所づくりが求められる。</p> <p>(2) 県産のブランド野菜・花などを広く県内外にPR・販売するために、小規模農家や地域商店街が連携した「朝市」を推奨し、観光スポット化するなど、市町村と一体となった地域活性化の取り組みが望まれる。</p>	<p>&lt;農林部 森づくり課&gt;</p> <p>農山村地域の活性化を図るため、農山村地域の自然や伝統文化、人材などの地域資源を活用した都市と農山村との交流促進を図ります。</p> <p>このため、地域資源の発掘・再評価、拠点となる交流体験施設整備、地域住民等の連携などによる都市住民等の受入態勢づくりを推進します。</p> <p>こうした地域に、多くの人々が訪れるよう農林業体験等の情報発信に努め、都市と農山村の交流とともに、農山村地域の魅力向上を図ってまいります。</p> <p>&lt;農林部 流通販売課&gt;</p> <p>市町村と地元農家、地域商店街が連携した『朝市』の取組は、消費者が、生産者と「顔が見え、話しができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と商店街の活性化に資するものです。</p> <p>県では、地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする「地産地消」を進めており、市町村が主体となった『朝市』の取組についても積極的に支援してまいります。</p>	<p>(1) △-B</p> <p>考え方は示されているが、具体的な内容は提示されていない。</p> <p>今後の進捗を見極めつつ対応を検討する。</p> <p>(2) △-B</p> <p>「朝市」の支援内容および、その進捗状況を確認していく</p> <p>今後は「地産地消」「自給率向上」の視点での再要請など検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>3. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした「公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講じること。</b></p> <p>(1) 公共サービスの質の向上に資する入札制度とするために、価格だけではなく技術力や品質も含めた、総合評価方式を拡充すること。</p> <p>(2) 業務委託などにかかわる契約については、透明・公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。</p>	<p>&lt;総務部 入札企画室&gt;</p> <p>[現状]</p> <p>県発注の建設工事については、価格だけではなく、技術力や品質を含めて総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による入札を平成14年度から試行しています。平成17年4月から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されており、平成18年度においては122件で総合評価方式を実施。平成19年度においては適用工事150件を目標に総合評価方式の活用に取り組んでいます。</p> <p>[方針]</p> <p>平成19年2月に公表した、本県の公共調達改革の具体的な取組内容と実施スケジュールを示した「埼玉県公共調達改革推進工程表」においても、談合を防止する入札制度の改革の一つとして、総合評価方式の拡充が盛り込まれています。</p> <p>引き続き総合評価方式の拡充に努めてまいります。</p> <p>&lt;総務部 入札企画室&gt;</p> <p>[現状]</p> <p>建設工事に係る設計、調査等の業務委託については、競争入札を原則とし、透明性及び競争性の確保に努めています。また、過度な安値受注は適正な履行を困難にし、成果品の質の低下、ひいてはそれらの成果品に基づく公共工事の品質低下を招くおそれがあります。このため、平成18年4月から建設工事に係る業務委託において低入札価格調査制度を試行しています。</p> <p>[方針]</p> <p>建設工事に係る業務委託については、引き続き、入札における透明性、競争性、公正性を高めるとともに、品質の確保を図るため、入札契約制度の改善に努めてまいります。</p>	<p>(1) ○-A</p> <p>建設工事における「総合評価方式」の活用とその拡充について評価できる。</p> <p>(2) ○-B</p> <p>建設工事に関連する業務委託における透明性・公正性を高める取り組みは評価できる。</p> <p>建設工事以外の一般競争入札など、総合評価方式の導入も含めた今後の対応を注視していく必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 全ての落札基準に「総合評価方式」を採り入れ、公正労働基準や労働関係法、福祉・環境・人権など、企業の社会的責任を果たしている業者に評価点を加える落札制度とすること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>埼玉県は、建設工事発注においては総合評価方式による入札を実施しており、公共調達改革の具体的な取り組みとして、総合評価方式の拡充を進めている。</p> <p>各市町村は、「総合評価方式」は談合防止及び工物品質の確保に期待できる制度と考えているものの、実施にあたっては「評価項目や基準の設定」「外部学識経験者の意見の義務付け」などを大きな課題として、県の実施状況を見極めながら導入の検討をする、</p>	<p>&lt;総務部 入札企画室&gt;</p> <p>[現状]</p> <p>県発注の建設工事については、総合評価方式による入札を平成14年度から試行している。平成17年4月から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されており、本県でも段階的に総合評価方式実施案件を増やしています。</p> <p>しかし、工事の性質上、総合評価方式になじまない案件もあることから、全ての案件に総合評価方式を採用することは難しい。</p> <p>[方針]</p> <p>平成19年2月に公表した、本県の公共調達改革の具体的な取組内容と実施スケジュールを示した「埼玉県公共調達改革推進工程表」においても、談合を防止する入札制度の改革の一つとして、総合評価方式の拡充が盛り込まれています。</p> <p>平成18年度は100件、平成19年度は150件、平成20年度は200件を目標としており、平成21年度からの完全実施に向けて引き続き総合評価方式の拡充に努めてまいります。</p> <p>&lt;県土整備部 技術管理課&gt;</p> <p>現在、県土・都市整備部で採用している総合評価方式では、評価項目に「企業の信頼性」という項目を設け、社会的責任を果たしていない業者を減点しております。具体的には次のような場合に減点を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡事故を起こした場合（労働関係）</li> <li>不正軽油の使用した場合・ディーゼル不適合車を使用した場合（環境関係）</li> <li>指名停止措置を受けた場合・過積載により改善指導された場合（その他）</li> </ul> <p>評価項目につきましては、引き続き試行結果の検証などを行いながら検討してまいりたいと考えています。</p>	<p>(3) △－B</p> <p>総合評価方式の拡充は評価できるが「なじまない」とされる案件への導入拡大など、再要請を検討する。</p> <p>県回答後の2月議会における知事答弁を踏まえた県の取り組みを見極めた上で、今後の対応を検討する。 [知事答弁抜粋]</p> <p>過当競争の防止、適正</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>としているところが殆どである。</p> <p>全国知事会は「1,000万円以上の公共工事の入札及び契約については一般競争入札」の方向を決議しているが、全ての落札基準に「総合評価制度」を採り入れた「公契約制度」の確立に向けた県の積極的な取り組みが求められる。</p> <p><b>Ⅱ. 雇用労働政策</b></p> <p><b>1. 若年者の雇用・就職支援として以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉などの就職支援相談窓口をハローワークなど関係機関と連携し、幅広くPRすること。</p> <p>(2) 若年者就業支援窓口を県北部にも設置すること。合わせて、カウンセラー等支援員の増員を行うこと。</p>	<p>&lt;産業労働部 雇用対策課&gt;</p> <p>ハローワークをはじめ、各市町村担当課、各高校・大学に、両センターの案内パンフレットを配布しています。</p> <p>各家庭には、戸別に彩の国だより特別号として、PR情報誌「若者しごと支援ガイド」を年1回配布しています。</p> <p>高等学校の校長及び教頭の連絡会議、進路指導担当教諭の研究協議会、民生委員児童委員協議会などでパンフレットを配布するとともに、施設の概要、利用について説明をしています。</p> <p>また、今年度は、教育局と連携し、高等学校を無業で卒業する者に対し、両センターの案内を配布し、利用を勧めたところです。</p> <p>さらに、ニート、フリーター等の子どもの将来に不安を抱える保護者、高校PTAなど若者を取り巻く周囲の大人に働き掛けるシンポジウムを開催し、広報・啓発を図りました。</p> <p>この他、ヤングキャリアセンター埼玉においては、センター近隣で就職フェアを実施する埼玉新聞社等と積極的に連携を図り、フェア会場でパンフレットを配布しているところです。</p> <p>引き続き、関係機関、高校との連携を密にして、特に高卒無業者や高校中途退学者等にセンターの存在を知ってもらえるよう、効果的なPRに努めます。</p> <p>&lt;産業労働部 雇用対策課&gt;</p> <p>ヤングキャリアセンター埼玉においては、多くの若者にサービス</p>	<p>賃金などの雇用条件確保のため、地域用件の設定と最低制限価格を導入する</p> <p>総合評価方式をできるだけ早期に導入したい。</p> <p>(1) ○-A</p> <p>教育局との連携も始め、幅広いPRとなりつつある。</p> <p>(2) ○-A</p> <p>支援員の増員が図ら</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) 若者の就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなどを含め有効な対策を講ずること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉は、若年者の雇用支援に効果を上げているものの、まだまだ認知度は高い状況とは言えない。特に就職に悩みを抱える子どもの保護者は、相談窓口があることすら知らない人がいる。また、高校卒業と同時にフリーターになる確立が高い埼玉県においては、学校教育と連携を密にしたPRが必要である。</p> <p>(2) ヤングキャリアセンターに続き、若者自立支援センターが設置され若年者の就業支援窓口は2か所となり充実されつつあるが、県南に集中していることは否</p>	<p>を提供できるよう、県内各地域の高校・大学に出向き、出前講座を実施しています。</p> <p>加えて、キャリアカウンセリングやセミナーなど、センターで人気の高いメニューを3日間出前するサービス「若者就職応援フェア」を川越、越谷の2か所で開催するとともに、ビジネスマナーやコミュニケーション能力を5日間で学ぶ「就職基礎能力速成講座」を熊谷、秩父など県内10か所で開催しました。</p> <p>若者自立支援センター埼玉においても、保護者を対象としたセミナーを熊谷、秩父、川越など県内10か所で実施しました。</p> <p>相談窓口の増設については、当面は、両センターを拠点として、交通の利便性などを考慮しながら、地域的に片寄ることなく、全県的に丁寧な巡回サービスを実施していくことで対応したいと考えています。</p> <p>また、支援員の増員については、今年度、ヤングキャリアセンター埼玉のカウンセラーを1名、若者自立支援センター埼玉の支援員を2名増員したところですが、平成20年度においてもヤングキャリアセンター埼玉のカウンセラーを1名増員するなど、相談体制を充実させてまいります。</p> <p>&lt;教育局 高校教育指導課 義務教育指導課&gt;</p> <p>職場体験・インターンシップについては、望ましい勤労観・職業観を育成していく上で、また学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション能力を向上させる上で極めて高い教育効果をもつものと期待されており、これまでも各学校で推進してまいりました。</p> <p>小学校におきましては、職場見学や働く人にインタビューなどして身のまわりの仕事への関心・意欲の向上を図っております。</p> <p>中学校におきましては、現在、約98%の中学校で3日間程度の職場体験学習を実施しております。現在、職場体験学習の内容の充実を図るとともに5日間実施する学校の増加を目指しております。</p> <p>高等学校におきましては、平成15年度から高校生インターンシップ推進事業を実施し、平成19年度からは、高校生体験活動総合推進事業に位置づけてインターンシップを実施しております。その他、地域雇用対策協議会や市のインターンシップ推進協議会などと</p>	<p>れ、北部に窓口の設置にはいたらないものの、熊谷、秩父など出張での対応が行われるなど代案が図られている。</p> <p>今後の就職状況を見ながら、再度北部に窓口の設置を求めていくか検討したい。</p> <p>(3) ○-B</p> <p>全体的には有効な対策が図られていると考えるが、埼玉の多くを占める製造業や中小にポイントを絞った施策を検討し、ものづくり埼玉の維持と発展につながるような展開となるように、新たに要請を行いたい。</p> <p>また、土日が出勤であるサービス業についても、求人を行っても応募</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>めない。窓口はより近くにあることが望ましいとの考え方から、今後2か所程度の増設が必要であり、特に県北の拠点づくりが急務である。また、支援員が相談者に対して、時間を掛けた一対一の対応が効果を上げていることは実証済みであり、支援員の増強が就職率を上げることに繋がる。今後の拠点拡充を視野に入れ、若者自立支援センターの運営形態にあるように、幅広くNPO団体等と連携をはかり支援員の増員を行うこと。</p> <p>(3) 高校卒業者への求人倍率は1.65倍と高い水準であるが、職種による差が大きく建設・製造など「ものづくり埼玉」を支える職種において求人倍率は高いが、募集しても人が集まらない状況である。埼玉にも優秀なものづくりの企業が中小を含め多くある。特に中小は認知されていないが全世界のシェアを独占している企業が埼玉には多くある。技能・技術の伝承など今後も埼玉がもの作りを継続発展できる環境をより向上させるためにも、早い段階から若者の就業意識を高める必要がある。</p> <p><b>2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策を講ずること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広くPRし受注につながるような支援を行うこと。</p>	<p>連携し実施している学校もあります。</p> <p>また、県より派遣された就職支援アドバイザーや就職支援教員による未就職者及び進路未決定生徒等へのカウンセリングの実施など、生徒一人一人の進路希望等に応じた指導を進めております。</p> <p>さらに、昨年度から、埼玉労働局と連携して、若年者ジョブサポーターの活用を推進しているところです。</p> <p>県教育委員会といたしましては、埼玉労働局と共催で、平成19年10月30日(火)と平成20年1月15日(火)に、大宮ソニックシティにて、「就職面接会」を年2回開催いたしました。</p> <p>今後もキャリア教育を推進していく中で、児童生徒一人一人の勤労観・職業観をはぐくみ、埼玉労働局をはじめ、様々な部局・関係機関等との連携を深め、一人でも多くの高校生の就職希望が実現できるよう、就職支援を進めてまいります。</p> <p>&lt;福祉部 障害者福祉課&gt;</p> <p>1. 平成19年度「工賃倍増支援事業」について</p> <p>施設を対象に経営コンサルタントによる研修会を実施するほか、施設へ経営コンサルタントを派遣し、施設の経営改善を促しました。</p> <p>また、企業で働く、または働いていた方のキャリアを積極的に活用するため、サポーターとして登録し、施設へ派遣し、製造技術の指導、生産方法の改善提案など、様々なノウハウを提供いたしました。</p> <p>さらには、有識者・経済団体関係者などをメンバーとした「埼玉県授産活性化委員会」を設置し、工賃を倍増するための計画を策定しております。(3月中に 策定予定。)</p>	<p>すらない状況であり、製造業同様に施策を講じたい。</p> <p>(1) ○-B</p> <p>工賃倍増計画によって、自立支援の柱である経営能力・付加価値生産性は向上すると考える。</p> <p>しかしながら、向上した生産性は販売されなければ収益にならない。</p> <p>今後は県内のさまざまな企業などに授産施設の得意分野などをPRできるような施策立</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 授産施設で作られた商品の販売は、行政機関を中心とした店舗や販売ルートがほとんどであり、消費者(消費量)も限られている。売り上げを伸ばす事は、仕事量も増え就労意欲向上や施設運営面でも重要と言える。売り上げを伸ばすには、売り上げの量または価格を上げる必要がある。付加価値生産を高めなければ、海外の廉価な商品との競合にさらされてしまう。多種少量生産など大手との違いも必要であるが、施設独自の得意分野のPRなどを行い、価格ではなく付加価値で受注となるような支援が必要である。</p> <p>(2) 障がい者の就労意欲は高く“雇用の場”は重要な社会的自立支援となっている。しかし通勤を伴う雇用形態では、就業に結びつかないことも多くある。県別で</p>	<p>なお、施設と企業の商談会や公共的な集客施設での授産製品の販売を随時実施いたしました。</p> <p>2. 平成20年度「工賃倍増支援事業」について</p> <p>(1) 継続事業 平成19年度事業を継続します。 なお、「埼玉県授産活性化委員会」では、主に工賃を倍増するための計画に掲げられた施策の検証を予定しております。</p> <p>(2) 新規事業 ア 農業を新たな授産事業とする施設や農業を拡大する施設を選定し、遊休農地リース料や農機具リース料の助成及び地元農業者等による農業技術支援を行い、工賃水準の向上を図ります。 イ 産業団地に立地する多くの企業及びその近隣にある複数の授産施設等をそれぞれグループ化し、共同で受発注を行うシステムを構築するための調査等を行います。</p> <p>&lt;産業労働部 雇用対策課&gt; 在宅就労に関しては、国で助成制度を設けて、在宅就労が進むよう支援しています。 県でも、この制度について、パンフレットを作成し、職員が企業訪問して雇用の働き掛けを行う際に持参して、PRに努めています。 また、県では、企業の現場では就労が困難な障害者の方への就労支援も重要であると考えています。 そこで、ITを活用してサテライトオフィスでの就労や在宅での就労という新たな視点で障害者の働く場を広げる事業に取り組んでいる企業を誘致しました。 この企業は、顧客企業に障害者を雇用してもらい、人事管理などを請負う事業を行っており、雇用される障害者は、自社で雇用するよりも大幅に増やすことができるというメリットがあります。 実際に、既に8人の障害者の方が働いており、今後も採用を増やす予定と聞いております。</p>	<p>案実行を要請したい。</p> <p>(2) △-B 企業誘致によって、障がい者の在宅勤務の可能性が広がった実績は評価できる。 しかしながら障害者雇用率の低い埼玉県にとっては、今後も同様の企業を誘致するのみならず、県内企業にも同様の取り組みを進めていくべきと考える。 企業のコンプライアンス向上を含め、県としてさらに推進できるような内容を検討し、再度</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>見ると、埼玉県の障害者雇用率は低く改善が必要である。さまざまなITが普及している現在では、企業も在宅勤務での雇用が可能である。</p> <p><b>3. 一人親家庭における親の就職支援として以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 県内各企業と連携して助成金や税制上の優遇措置を設定し、短時間勤務での正社員採用を行いやすい環境にし、子育てがひと段落した後に、通常勤務に変更できるような制度を促すこと。</p> <p>(2) 子育てなどに起因する、仕事に対するキャリア形成の遅れなどを取り戻せるように、各企業が望むさまざまなスキルやキャリアを醸成できるセミナーなどを、</p>	<p>&lt;福祉部 こども安全課&gt;</p> <p>平成19年度までは、企業が非常勤等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換した場合について、奨励金が支給される制度がありました。</p> <p>平成20年度からは、これに代わり、国において中小企業雇用安定化奨励金(仮称)が創設され、母子家庭の母だけでなく、広く一般の臨時的雇用者を対象に企業が常用雇用転換をおこなった場合に奨励金が支給されることとなりました。この事業は国の責任において実施されるため、国内で例外なく実施されます。</p> <p>県としては、この事業の周知に努めるとともに、労働局やハローワークと連携をとって、引き続き母子家庭の母の就業支援を図ってまいります。</p> <p>&lt;産業労働部 勤労者福祉課&gt;</p> <p>県では平成17年6月から子育て応援宣言企業の登録を行っています。この登録制度は、企業のトップに従業員の子育て支援の取組を宣言してもらい、これを県に登録して、企業の実情を踏まえた仕事と子育ての両立支援に取り組んでいただくものです。平成20年3月末現在、1,321社の登録となっています。</p> <p>この子育て応援宣言企業の登録を促進する中で、子どもが小さいときは短時間勤務を選択でき、子育てが一段落した段階で通常勤務に変更できるような多様で柔軟な雇用形態が選択できる制度の普及促進を図ってまいります。</p> <p>&lt;産業労働部 職業能力開発課&gt;</p> <p>母子家庭の母等の雇用促進に資するため、民間教育機関等の委託先を活用し、就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施した後</p>	<p>要請を行いたい。</p> <p>(1) △-B</p> <p>現行の制度では、子育てがひと段落した人には有効であるが、今子育て中などで、働きたいが短時間しか働けない人には、門戸が狭いと考えられる。</p> <p>子育て応援企業も同様であり、短時間勤務から採用がスタートしているところは皆無に等しいと感じる。</p> <p>父子家庭も含め、長期的なビジョンで短時間勤務スタートでも、勤務を継続できるような施策を提案し、再度要請を行いたい。</p> <p>(2) △-B</p> <p>参加者が多いことから、必要性は高いと考</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>参加しやすい方法で開催すること。            &lt;要請の根拠&gt;            (1) 一人親の家庭は、子どもが小さいときは働ける時間などが制約されることもあり、経営からは敬遠されることがある。しかしながら、長期的に考えると就業意欲は高く、子育てが落ち着いた後の重要な人材となる。各企業に対し積極的に採用できるような支援策を設定し、正社員への道を広げることが必要である。            (2) 生活保護水準との兼ね合いから、就業しても生活水準が向上できない実態もうかがえる。またパート・アルバイトなどを長期間続けることで、本人の仕事に対するキャリア形成が遅れることもあり、正規社員への就職に影響が出ていると考える。各企業が望むキャリアを醸成できるようなセミナーなどを関係機関と連携して、参加しやすい方法で定期的に行うこと。またセミナーなどの修了者に、就業の斡旋を行い早期の就職および生活保護からの脱却を促す必要がある。</p> <p><b>4. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの国庫補助の廃止を踏まえ、県内9箇所のサービスセンターの経営自立化をめざし、以下の支援を行うこと。</b>            (1) 魅力あるサービスセンターへの改善・改革を進めるために、求められるサービス内容やセンター運営などについて、会員ニーズを把握するために県内全てのサービスセンターの会員（事業主と従業員）を対象とした「調査」を実施すること。            設問内容や具体的な実施方法などについては、既存のサービスセンター（9箇所）と当該自治体・埼玉県・埼玉労福協で構成している「埼玉県中小企業勤労者福</p>	<p>に就職に必要な知識・技能の習得を図る職業訓練を実施しています。OA事務や介護福祉分野の科目など3か月のコースを設定しています。</p> <p><b>【参考】</b>            平成18年度実施状況            ○OA事務・2級ホームヘルパー・医療事務・介護保険事務の4コース8講座            ア 応募者数（定員60人）              147人（応募倍率：2.45倍）            イ 委託訓練入校者数              74人（母子母枠69人、自立支援プログラム枠5人）            ウ 就職者数（委託訓練修了3か月時点）              56人（就職率80%）</p> <p>平成19年度実施コース            ○OA事務コース（定員15人×2回）            簿記会計実務（定員15人×2回）            2級ホームヘルパーコース（定員5人×3回）            医療事務コース（定員5人×2回）            介護保険事務コース（定員5人×2回）            営業事務コース（定員5人×1回）            ..計 6コース12講座 定員100人</p> <p>&lt;産業労働部 勤労者福祉課&gt;            全国の中小企業勤労者福祉サービスセンター等を正会員とする社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターでは、            ①サービスセンターに対する指導援助事業            ②サービスセンターの活性化、自立化、広域化に向けた支援事業            ③サービスセンターの事業共同化推進事業を実施しています。            こうした事業の実施にあたり、社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターでは、平成19年度は各サービスセンターへの調査</p>	<p>える。            参加しやすさを考慮すればもっと多くの希望者があると思う。            開催場所や時間などもっと幅広くセミナーを開催していただき、就業を希望する方へのキャリア醸成を進めるべく、方法を変えて再度要請を行いたい。</p> <p>(1) ×-C            県として実施計画がないとの回答であり、他の手法を持って、サービスセンターの改善・改革となるようなことを検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>社サービスセンター協議会」に依頼すること。</p> <p>(2) 経営基盤の強化施策の一環として、事業の統合と未設置自治体も含めた広域化を県行政の立場から強く要望・奨励すること。</p>	<p>を実施し、20年度はサービスセンター会員へのアンケート調査を実施する予定です。</p> <p>サービスセンターの全国団体がこのような調査を実施しておりますので、現時点では、埼玉県単独の調査を実施する予定はありません。</p> <p>&lt;産業労働部 勤労者福祉課&gt;</p> <p>事業の統合について、中小企業勤労者福祉サービスセンターの全国団体である社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターで、サービスセンターの活性化、自立化、広域化に向けた支援事業やサービスセンターの事業共同化推進事業等を実施しており、既にいくつかの共同事業が始まっています。</p> <p>また、広域化については、国がサービスセンターの設立要件について、市町村単位で設置することとし、また、「公益法人又は2年以内に公益法人化を見込めるもの」としているため、サービスセンター設立の際には基本財産の財源確保等を行う必要があります。このことが、設立が進まない大きな要因となっております。</p> <p>このことから、未設置市町村に対し、サービスセンターの広域設立や同様の設立趣旨を持つ市町村の既存の公益法人に新たにサービスセンターの事業部門を設立し業務を行わせるなど市町村の負担が少ない方策についても、助言指導を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>(2) ×-B</p> <p>回答からは、予算確保が困難であることが理由とされている。</p> <p>県の認識においては、予算を付けてまで実施はしないとの考えと思う。</p> <p>金銭的負担をかけない方法を検討し、要請を行うかを考えたい。</p>
<p>(3) 「埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター経営改革・改善委員会（仮称）」を設置し、自立化に向けた具体的な検討と当該自治体への指導・要請を行うこと。</p>	<p>&lt;産業労働部 勤労者福祉課&gt;</p> <p>中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立化に向けた具体的な検討については、サービスセンターの全国団体である社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターが継続して実施しており、既にいくつかの事業が始まっています。</p> <p>このため、要請にあるような委員会を設置する予定はありませんが、自立化に向けた事業を支援するため、当該自治体と必要な調整を行ってまいります。</p>	<p>(3) ×-C</p> <p>県は委員会設置については必要性を感じていない。</p> <p>自立化は必要であるとの認識はあるので、予算のかからない支援策を検討したい。</p>
<p>(4) 社団法人埼玉県労働者福祉協議会（埼玉労福協）が</p>	<p>&lt;産業労働部 勤労者福祉課&gt;</p>	<p>(4) ×-B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>改善・改革にむけた具体的な提言や要請を出していることから、その要請内容を踏まえた支援を行うこと。          &lt;要請の根拠&gt;          企業規模間における格差が問題化している中で、中小・零細企業単独では困難な福利厚生について地域の中小企業勤労者と事業主が共同で行う中小企業勤労者福祉サービスセンターの役割は益々重要となっている。          しかし、一方で提供するサービスメニューの魅力低下などによる会員数の伸び悩みや、国庫補助廃止なども踏まえたセンターの自立運営（経営）が喫緊の大きな課題となっている。          県は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」で平成17年度の会員数34,406人を平成23年末までに40,000人とする計画を掲げているが、国庫補助の廃止を踏まえて、県としてより積極的な支援が求められる。</p> <p><b>Ⅲ. 福祉・社会保障</b>  <b>1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。</b>          (1)各市町村が進める地域の実情に応じた地域密着型サービスの整備を着実に推進するため、県として積極的に支援すること。</p>	<p>社団法人埼玉県労働者福祉協議会の要請内容をよく検討し、中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援を行っていくことといたします。</p> <p>&lt;福祉部 介護保険課&gt;          平成20年3月1日現在、埼玉県では、211か所の地域包括支援センターが設置されています。          埼玉県は、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」において、平成23年度末までに240か所の地域包括支援センターが設置されるよう施策を推進することとしています。          県としては、市町村が地域包括支援センターを円滑に設置・運営できるよう支援をしているところです。          具体的には、市町村職員用マニュアル「地域包括支援センター整備等の手引き」の作成や主任介護支援専門員等の地域包括支援センター職員の研修の実施、運営財源である地域支援事業費交付金の交付などです。</p>	<p>埼玉労福協の考える中小企業勤労者福祉サービスセンターのあり方と県の考えに大きく食い違いがあると考ええる。          勤労者福祉に対する考えを再度整理し、労働者福祉協議会が実施する中小企業サービスセンター推進会議と連携し、県や県民が理解できる考え方を再構築してから要請を行うか考えたい。</p> <p>(1) ○-A          マニュアルの作成、地域包括支援センター職員の研修実施など具体的な支援が行われている。さらに交付金による財政的支援も行われていることから評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 介護サービスを地域で利用する方が安心かつ継続的に受けられるよう介護サービスを提供する事業者の運営に関して、介護保険制度の理念に則り適切に行われているか現状を把握し、指導すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) サービスの普及および適正利用の観点から、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を行うとともに、各市町村で運営する地域密着サービスの中心である地域包括支援センターの実施状況および運営実態を財政基盤も含め検証し、改善等必要な指導を行う必要がある。</p> <p>(2) 最近、介護サービスを行う大手事業者の不正行為が発生したことから、事業者の新規指定および更新において、不正請求等の指定取消要件や労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、各市町村に対し事業者の状況について十分な把握を行い、改善等必要な指導を行う必要がある。</p> <p><b>2. ノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者の社会参加のため以下の施策を講じること。</b></p> <p>(1) 「障害者自立支援法」の施行を踏まえた施策を講ずること。</p> <p>① 障害福祉サービスの実態を検証するとともに、必要な改善を図ること。</p>	<p>&lt;福祉部 介護保険課&gt;</p> <p>大手事業者の不正行為の発覚もあり、5月から6月にかけて、各サービス事業者ごとに講習会を開催し、法令遵守の周知徹底を図りました。</p> <p>虚偽申請の再発防止策としては、管理者等の本人確認を行っています。また、今年度から手続が始まる指定更新においては、事業実態を把握し、また、これまでの指導事項の改善状況を確認しながら行っています。</p> <p>保険者である市町村との合同の実地指導を行うなど、市町村とも連携し、事業者指導を強化していきます。</p> <p>&lt;福祉部 障害者福祉課&gt;</p> <p>障害者自立支援法施行による施設の報酬体系が日額払いとなったことなどにより、施設からは、「収入が低下し運営が厳しくなった。」「利用者の処遇が低下した。」という声を聞いております。</p> <p>そこで、県では、「国の施策に対する提案・要望」などにおいて、施設における利用者の処遇が低下しないよう、必要な人材が確保できる報酬単価に見直すことなどについて要望いたしました。</p> <p>なお、県では、平成19年8月から9月にかけて施設の収入等に関する調査を行いました。それによると、国による特別対策の実施により、平成19年度当初の収入はかなり改善しておりました。</p> <p>この結果を踏まえ、関東地方知事会議において、本県知事の提案</p>	<p>(2) ○-A</p> <p>サービス事業者を対象とする講習会の開催、指定更新時における市町村との連携による指導強化など評価できる。</p> <p>(1)</p> <p>① ○-A</p> <p>国に対する要望の実施等は評価できる。</p> <p>ただし、平成21年度に制度見直しが予定されていることから、その動向を見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>② 「障害者自立支援法」の施行による地域間格差が生じないよう、市町村に対し適切に指導するとともに、必要に応じた財政的支援を検討すること。</p>	<p>により、特別対策の効果を検証し、実態に配慮した措置を講じるよう国に要望いたしました。</p> <p>これらの要望の結果、平成20年度から、通所サービスに係る単価の引上げや通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化など緊急措置が講じられることとなりました。</p> <p>平成21年度に予定されている障害者自立支援制度見直しについては、緊急措置の効果を検証し、施設が必要な人材を確保し、良質なサービスが提供できるよう、国に要望してまいります。</p> <p>&lt;福祉部 障害者福祉課&gt;</p> <p>障害福祉サービスの提供に対する市町村の財政負担が過重にならないよう、介護給付費等の支給決定状況の実態を踏まえた国庫補助基準に見直すよう国に対して要望しています。</p> <p>市町村が地域の状況に応じて独自の判断で行う「地域生活支援事業」について、支援に必要な財源が確保されるよう国に対して要望しています。</p> <p>また、各市町村の地域生活支援事業の実施状況について調査を行い、市町村に対して情報提供を行っています。</p> <p>「障害福祉サービス(介護給付費)」の給付決定については、障害程度区分の認定を経て決定される仕組みです。</p> <p>区分認定の公平性を確保するため、一次判定が障害者の介護給付の必要度を的確に判定する仕組みとなるよう認定システムの改善を国に対して要望しています。</p> <p>◆ 障害程度区分認定状況調査結果における二次判定上位区分変更率</p> <p>①全国データ(平成18年4月から9月までの判定結果約16万件を集計) 全体=35.1%(身体=19.8%、知的=43.8%、精神=55.0%)</p> <p>②県調査(平成19年4月1日現在の全数8,415件を集計) 全体=40.1%(身体=21.6%、知的=50.4%、精神=57.6%)</p> <p>&lt;福祉部 障害者社会参加推進室&gt;</p>	<p>② △-B</p> <p>国に対する要望の実施については評価する。一方で市町村に対しては、情報提供に止まっていることから、県としての財政的補助の検討を再度求めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 障がい者の社会参加を阻む心理的バリア解消に向け、学校等教育の場をはじめ、ホームページでの呼び掛けなどあらゆる場面を活用し、啓発活動を行うこと。</p>	<p>県では、障害や障害者についての県民理解を深めるとともに、障害者の社会参加意欲を一層高めるため、毎年「心の輪を広げる障害者理解促進事業」を実施しています。</p> <p>この事業の一環として、県内の小学生、中学生や一般県民の皆様から、障害のある方との心のふれあいの体験をつづった作文や、障害者に対する理解促進等に役立つ障害のある人となない人との相互理解を促進する内容を描いた「障害者週間のポスター」の募集事業を行っています。</p> <p>そして、12月3日から9日の障害者週間に合わせて行う「障害者週間記念のつどい事業」の中で、優秀作品入賞者に賞状を贈るとともに、入賞作品を掲載した作品集を作成し、学校や関係機関・団体等に配布するなどして、障害者理解についての啓発活動を行っています。(つどい事業は、今年度、12月2日に所沢市民文化センターで開催。)</p> <p>また、埼玉県障害者スポーツ大会「彩の国ふれあいピック」を開催し、障害があっても積極的にスポーツに取り組み活躍している障害者の皆様と、ボランティアや応援で訪れた一般県民との交流を図り、障害や障害者に対する理解促進を図っています。</p> <p>さらに、今年度から、障害がありながらも不屈の精神で学問に打ち込み、後世に大きな影響を残した郷土の偉人「塙保己一」にちなみ、保己一の精神を受け継ぎ顕著な活躍をしている障害者の皆様等を表彰する「塙保己一賞」を創設し、障害や障害者についての県民理解が一層進むよう取り組んでいます。</p> <p>その他にも、市町村や障害者団体等と協力し、ホームページや各種イベント事業等を活用して、今まで以上に障害者理解を進め、障害者の社会参加推進が図られるよう取り組んでいます。</p> <p>&lt;教育局 特別支援教育課&gt;  ノーマライゼーションの理念の実現に向けては、学校教育において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会を拡大していくことが重要であると考えております。</p> <p>このため教育委員会では、例えば特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の小中学校の同じクラスメイトとして一定程度の学習活</p>	<p>(2) ○-A  県独自の表彰制度の創設や障がい者理解の啓発活動の実施など評価できる。</p> <p>また、教育現場での支援籍の仕組みづくりをはじめとする交流・共同学習の取り組みなど評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 障がい者が生活しやすい街づくりを推進するために、公共施設内での音声案内設備の拡充および公共交通機関などの優先席の拡充や料金割引を行うよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 自立支援と社会参加の観点から、利用者の実態に応じた障害福祉サービスが適切に行われることが重要であり、その実態を調査・検証し、必要な場合は速やかに改善を行うよう県として強く指導する必要がある。</p> <p>また、自己負担や経営難の施設に対する補助の有無が自治体によって様々な現状であり、本来障がい者が居住する地域によって大きな格差が生じることは好ましくないことから、市町村に対し指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないかと考える。</p> <p>(2) 障がい者の社会参加を阻む要因の一つとして、市民の障がい者に対する意識上のバリアが上げられており、身体障がい者に対する「手助け」、知的障がい者や精神障がい者への「障がい者福祉への理解」などが求められていることから、教育現場での交流学习の実施など、県としての理解活動・啓発活動が必要であると考える。</p> <p>(3) 障がい者が積極的に街の中に出かけるには、交通・都市環境の整備など県や市町村が一体となり取り組むことが必要であり、公共交通機関等の優先席の設定や料金割引は現状も行われているが、さらに拡充が望</p>	<p>動を行うための本県独自の新たな仕組みである支援籍の普及に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、この支援籍をはじめとして、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流・共同学習を積極的に推進し、子どもたちの「心のバリアフリー」を育ててまいります。</p> <p>&lt;福祉部 障害者社会参加推進室&gt;</p> <p>公共交通機関における障害者の料金割引制度については、各事業者が自主的判断で行っています。</p> <p>たとえば、JRでは、身体障害者手帳と療育手帳の交付を受けている方に対して一定の料金割引制度を設けていますが、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方については割引がありません。</p> <p>また、タクシー料金についても同様に、身体障害者や知的障害者は1割の割引制度がありますが、精神障害者の方は割引対象になっていません。</p> <p>こうしたことから、県では、精神障害者の方にも割引制度を導入するなど、障害者への公共交通機関の料金割引制度を一層拡充することで、障害者の社会参加が推進されるよう、関係事業者や国に要望活動を行ってまいりました。</p> <p>これからも、関係事業者や国に対して、働きかけを進めてまいります。</p> <p>また、障害者への優先席については、すでに多くの鉄道、バス事業者等において導入されています。さらなる拡充について要望してまいります。</p>	<p>(3) ○-B</p> <p>県として現状を把握した上で、関係機関に対して要望活動を行っており評価できる。</p> <p>ただし、国や関係事業者への要望事項についての結果を見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性																											
<p>まれている。</p> <p><b>IV. 交通政策</b></p> <p><b>1. 全ての県民が安全・快適に利用できる交通の提供に向け以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 交通機関・交通施設のバリアフリー化を推進するとともに、点字ブロックの整備・維持を行うこと。</p>	<p>&lt;総合政策部 交通政策課&gt;</p> <p>「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」において、1日平均利用者数が5千人以上の全ての鉄道駅（以下「対象駅」という。）にエレベーターを設置するなどして段差を解消するとともに、路線バスについては、ノンステップバスの導入率を50%にすることを目標とし、交通機関・交通施設のバリアフリー化を推進しています。</p> <p>この目標を達成するため、鉄道駅の段差解消を積極的に推進する市町村に対し、その負担額の一部を補助する「みんなに親しまれる駅づくり事業」を実施するとともに、路線バスにノンステップバスを導入するバス事業者に対して、国、市町村とともに導入費の一部を補助する「バス利用促進事業」を実施しています。</p> <p>(参考)</p> <p>①県内鉄道駅における段差解消の状況（平成19年度末見込）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 対象駅数</td> <td>…</td> <td>155 駅</td> </tr> <tr> <td>イ 対象駅のうち段差解消駅数</td> <td>…</td> <td>107 駅</td> </tr> <tr> <td>ウ 対象駅の段差解消率</td> <td>…</td> <td>67.7%</td> </tr> </table> <p>○「みんなに親しまれる駅づくり事業（平成19年度実績見込）」</p> <table border="0"> <tr> <td>・補助金額</td> <td>…</td> <td>2億5,020万円（決算見込額）</td> </tr> <tr> <td>・補助対象市町</td> <td>…</td> <td>13市町</td> </tr> <tr> <td>・補助対象施設</td> <td>…</td> <td>13駅29施設</td> </tr> </table> <p>②ノンステップバスの導入の状況（平成19年度末見込）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 総車両数</td> <td>…</td> <td>1,919台</td> </tr> <tr> <td>イ ノンステップバス累計車両数</td> <td>…</td> <td>715台</td> </tr> <tr> <td>ウ ノンステップバス導入率</td> <td>…</td> <td>37.3%</td> </tr> </table> <p>○「バス利用促進事業（うちノンステップバス導入費の補助）（平成19年度実績見込）」</p>	ア 対象駅数	…	155 駅	イ 対象駅のうち段差解消駅数	…	107 駅	ウ 対象駅の段差解消率	…	67.7%	・補助金額	…	2億5,020万円（決算見込額）	・補助対象市町	…	13市町	・補助対象施設	…	13駅29施設	ア 総車両数	…	1,919台	イ ノンステップバス累計車両数	…	715台	ウ ノンステップバス導入率	…	37.3%	<p>(1) △-B</p> <p>市町村およびバス事業者に対する補助の実施は評価できる。</p> <p>利用客の多い駅を対象とするエレベーターの設置については、進捗状況を見極めるとともに対象駅の拡大などさらに求めたい。</p> <p>また、点字ブロックに関して歩道の2m以上に拡幅する整備について進捗状況を見極めるとともに対象の拡大を求めたい。</p>
ア 対象駅数	…	155 駅																											
イ 対象駅のうち段差解消駅数	…	107 駅																											
ウ 対象駅の段差解消率	…	67.7%																											
・補助金額	…	2億5,020万円（決算見込額）																											
・補助対象市町	…	13市町																											
・補助対象施設	…	13駅29施設																											
ア 総車両数	…	1,919台																											
イ ノンステップバス累計車両数	…	715台																											
ウ ノンステップバス導入率	…	37.3%																											

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 高齢者・障がい者等にとって、住む場所によって地域間格差が生じないよう、交通網の維持・確保を指導するとともに、必要な支援を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 高齢者や障がい者のみならず全ての人が、生活における移動を市民の権利として保障し、交通政策を総合的に推進するためには、県がその推進母体として各市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金額 … 2, 541万円（決算見込額）</li> <li>・ 補助対象事業者 … 8事業者</li> <li>・ 補助対象バス台数 … 59台</li> </ul> <p>&lt;県土整備部 道路街路課&gt;</p> <p>市町村に対しては歩道・自転車道、エレベーター及び自由通路などの交通施設の整備に活用できる国庫補助制度を助言し、積極的なバリアフリー交通施設整備を指導しています。</p> <p>また、市町村が整備する駅前広場など交通結節点は、複数の交通手段をつなぐ施設であり、鉄道と徒歩、自転車、自家用車及びバスの乗り換え機能をもつ重要な施設であるため、特に重点的にバリアフリー化を推進しています。</p> <p>&lt;県土整備部 道路環境課&gt;</p> <p>県が管理する国道や県道の新設にあたっては、バリアフリーに配慮して有効幅員2m以上の整備を推進しています。</p> <p>また、既に設置してある歩道についても、有効幅員2m以上に拡げることや歩道における段差の改善等を実施しています。</p> <p>特に、平成12年11月に施行された旧バリアフリー法に基づき市町村が基本構想で定めた、駅と公共施設等を結ぶ特定経路16箇所については、平成22年の完了を目指して点字ブロックの整備も含め重点的にバリアフリー化を推進しています。</p> <p>なお、点字ブロックの維持につきましては、引き続き適切な維持管理に努めて参ります。</p> <p>&lt;総合政策部 交通政策課&gt;</p> <p>平成14年2月に施行された「改正道路運送法」に基づく乗合バスの規制緩和により、乗合バス事業の参入、退出が自由化されました。</p> <p>需要が見込まれる地域では自由競争によるバス利用者へのサービスの向上が期待されましたが、一方で採算の取れない路線が廃止されるなど、地域の生活交通が失われることが懸念されました。</p>	<p>(2) △-B</p> <p>財政的な支援策の実施は評価できる。</p> <p>また、県を中心とする対策協議会の設置により必要な生活交通確保の監視については一定</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>町村に働きかけを行うとともに、必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないか。</p> <p>特に、高齢者や障がい者が安心して街の中に出かけるためには、交通機関や交通施設のバリアフリー化は喫緊の課題である。また、点字ブロックは視覚障がい者にとって外出時の支えとなるものであり、早急に取り組むべきである。</p> <p>(2) 国の規制緩和政策に伴い、不採算のバス路線が廃止されるなど、生活における移動手段の確保が困難になっている地域もあることから、特に高齢者や障がい者が市民生活に必要な交通路線の維持・確保のために、県として各市町村に対し、指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないかと考える。</p> <p><b>2. 県民が快適で安心して生活するために、県内の橋梁の早期点検と補強工事等の必要に応じた対応策を講じること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 米国ミネソタ州の橋崩落事故の例を挙げるまでもな</p>	<p>しかしながら、乗合バスは、多くの県民の生活交通として、依然として重要な役割を担っていることから、県では、規制緩和後の地域の生活交通の確保を図るため、市町村、事業者、国、県を構成員とする「埼玉県生活交通確保対策地域協議会」を設立しました。</p> <p>同協議会では、生活交通として維持すべきバス路線の確保方を協議するとともに、県では、協議会の協議結果に基づき、過疎地域に限定しない生活交通として、真に必要なバス路線に対する支援策を講じることとし、運行費の一部を国や市町村とともに補助しています。</p> <p>なお、規制緩和後、平成20年3月末までに廃止される予定の路線は101系統ありますが、そのほとんどが運行回数が少なく、かつ利用客がほとんどない路線であり、生活交通路線として認められた路線は1系統のみです。</p> <p>(参考)</p> <p>① 埼玉県生活交通確保対策地域協議会の概要 ア 設立年月日：平成13年2月20日 イ 構成：全市町村、事業者代表、国、県 ウ 協議事項：生活維持路線確保に関する方針の策定、具体的な路線に関する計画の策定</p> <p>② 規制緩和後の新規参入・休廃止の状況 ア 新規参入：平成19年度末見込で、11業者 イ 休廃止：平成20年3月末見込で、101系統</p> <p>③ 生活交通確保のための支援の枠組 事業者から休廃止申出があったバス路線のうち、埼玉県生活交通確保対策地域協議会において、維持・確保が必要と認められたものについて、運行費の一部を国や市町村とともに補助する。</p> <p>&lt;県土整備部 道路環境課&gt; 県が管理している橋りょうは2,581橋あり、このうち、長さ5メートル未満の小規模な橋や建設後10年未満の比較的新しい橋を除いた1,446橋について、平成17年度から点検に着手し、20年度までの4年間で完了する予定です。</p>	<p>の評価をするものの、協議会の構成に利用者代表が参加できるよう改善を求めたい。</p> <p>○-A 県が管理する橋梁の点検活動については平成20年度までに完了予定であり評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>く、橋の安全性は県民が快適かつ安全に県内道路を通行する上では欠かせないものとなっている。また、新潟県中越沖大地震のように近年大型の地震が頻繁に発生していることから、県内においても早期点検と、それに対応しての補修工事や架け替えなど対策を行うことが必要と考える。さらに、早期点検による早期補修により橋の延命化を図ることから、安易な架け替えを避けることになり、安全性を確保しつつ財政的にも貢献できるものであり、出来るだけ早期の対応策が求められている。</p> <p><b>3. 全ての県民が安全・快適に利用できる交通の提供に向け、交通量の多い交差点において歩行者信号機の音声案内設備を拡充すること。</b>          &lt;要請の根拠&gt;          高齢者や障がい者のみならず全ての人が、生活における移動を市民の権利として保障されるべきである。とりわけ、交差点での音声案内は視覚障がい者にとって外出時の支えとなるものであり、早急に取り組むべきである。</p> <p><b>4. 県内の交通量の多い交差点をスクランブル方式に切り替えること。</b>          &lt;要請の根拠&gt;          スクランブル交差点の設置は一部に渋滞の原因となるとの指摘もあるが、交差点上で歩行者と車が直に接触することがないことから、特に高齢者や障がい者に対する交通事故を未然に防ぐ効果はあると考える。</p> <p><b>V. 環境・資源・エネルギー政策</b>  <b>1. 年齢・性別に関係なく安心・安全に暮らせる住環境をめざし、以下の施策を講ずること。</b>          (1)コンパクトシティの推進にはニュータウン開発に限</p>	<p>この点検結果に基づいて、橋の延命化及び補修費用の平準化を図るため、計画的な補修工事を実施することといたしております。</p> <p>また、点検により損傷が著しいと判明した橋については、緊急に補強するとともに併せて架け替えも検討することとしております。</p> <p>なお、長さが5メートル未満の橋や新しい橋については、日常のパトロールの巡視により点検いたしております。</p> <p>&lt;埼玉県警察本部 交通部交通規制課&gt;          県下全体で色々な要望がありますので、緊急性・必要性を勘案の上、整備を進めてまいります。</p> <p>&lt;都市整備部 都市計画課&gt;</p>	<p>小規模な橋については、日常のパトロールをさらに強化するよう求めたい。</p> <p>×－B          県全体としては整備を進めるとの回答だが、具体的な対象箇所を明確にするため、市町村要請の項目とする。</p> <p>×－B          県全体としては整備を進めるとの回答だが、具体的な対象箇所を明確にするため、市町村要請の項目とする。</p> <p>(1) ○－B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>らず、近隣の旧市街地（特に駅前）を包括した計画を図ること。</p> <p>(2) 少子高齢化による地方の過疎化を防止するためにも、若者に魅力のある再開発計画を検討すること。</p> <p>(3) 県営（公営）住宅居住者の高齢化による防犯・防災などの対策を図ること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 団塊世代の大量退職により、超高齢化社会へ確実に移行しはじめている。生活者が公共交通機関を主な生活の足として利用することで、自然・交通の両環境を保護できる。</p> <p>単独でのニュータウン開発では長期的視野で見たとき、孤立化や地域の衰退が危惧されているため、街づくり三法の改正とリンクした駅前の活性化を主体としたコンパクトシティ構想が不可欠である。</p> <p>(2) 地域に次代を担う年齢層は必要であり、若者が生活したいと思えるライフステージの整備が重要となる。</p>	<p>本県においても近い将来、人口減少・超高齢社会の到来が予測されています。</p> <p>そこで、これまでの人口増の受け皿としての市街地の拡大から、市街地の質の向上へと転換を図る必要があります。</p> <p>高齢者も含めた多くの人々が自動車に頼らずに身近なところで買い物などができる、歩いて暮らせるまちづくりが求められています。</p> <p>このため、多くの人々が利用しやすい駅周辺などの中心市街地に商業、業務、医療、福祉などの多様な機能を集積させるなど、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めてまいります。</p> <p>&lt;都市整備部 市街地整備課&gt;</p> <p>まちづくりは市町村が主体となって行っております。県といたしましても、若者をはじめ子育て世代、高齢者など各世代が街なかの生活を楽しめる魅力あるまちづくりが必要と考えております。このため市町村に対し、このような視点を含めた市街地の整備促進を助言、支援してまいります。</p> <p>&lt;都市整備部 住宅課&gt;</p> <p>県営住宅において次のような対策を講じております。</p> <p>① 月1回定期的に、高齢者（70歳以上）で希望するものについて、電話により安否確認を行っている。電話が不通であった者については訪問して確認をしている（平成18年度から）。また、台風や酷暑などの際には、随時、臨機に安否確認をすることとした（平成19年8月から）。</p> <p>② エレベーターがない団地の1階住戸及びバリアフリー化が進んでいる比較的新しい団地（築25年未満）において、高齢者・障害者世帯を対象とする専用募集枠を設定して優先入居を実施することとした（平成19年10月から）。</p> <p>③ 幅広い年齢層の居住者構成となるよう、また子育て支援のために、子育て世帯を対象とする専用募集枠を設定して優先入居をこれまで実施してきた（平成17年7月から）。</p> <p>この優先入居について、対象となる団地を大幅に増やし、<u>対</u></p>	<p>実際の計画を検証するまで、保留する。</p> <p>(2) ×-B</p> <p>要請主旨は理解されているが、郊外の過疎化に関する施策について再検討する。</p> <p>(3) ○-B</p> <p>19年度に数々の施策が展開された。</p> <p>これが、今後の年齢構成に効果が現れるか見極める必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>例えば独特な街並みなどで、景観の差別化に付加価値を見出すべきである。</p> <p>(3) 昨今では、公団住宅などで入居者の高齢化が顕著となっている。防犯・防災および減災活動においては、地域組織が取り組むことで効果を挙げているが、この背景には幅広い年齢層がお互いに支えあうシステムが根幹にある。</p> <p>ただし、入居者保護の観点から、一概に建て替えなどによる強制的な入れ替えではなく、若者をターゲットとした斬新なりフォームの導入や低層階に高齢者優先・高層階に若年家族優先などとした、新たなシステムの構築が必要である。</p> <p><b>2. 大規模自然災害時に東京都へ通勤・通学している帰宅難民救済の具体的な取り組みを強化すること。</b>  &lt;要請の根拠&gt;  毎日100万人を超える県民が東京へ通勤・通学している。また、近隣都県から県内へ通勤・通学されている方もおり、帰宅困難者への対応は極めて重要な都市課題として、マスコミを含めた各方面で論じられている。当該市との連携はもちろんのこと、地域の企業、商店街、住民による情報収集と情報提供などの機能を含めた、具体的な沿道支援のシステム作りが求められており、県の前向きな取り組みが期待されている。</p> <p><b>3. 河川の護岸工事は自然環境保護と水質浄化の観点から、天然素材および植物を主体とする護岸方法で施工すること。また、順次改修すること。</b>  &lt;要請の根拠&gt;  全面コンクリートによる護岸は、日光の入射角などで水温上昇を招く一方で、葦などの水生植物には水の浄化作用があることが立証されている。県内の清流化にむけて、河川が本来持つ生態系を復活させるためにも、天然</p>	<p><u>象者を拡大</u>して実施することとした（平成19年10月から）。  (注) <u>対象者を拡大</u> … 具体的には次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校就学前の者を扶養する世帯 → 18歳になってから最初の3月末日までの間にある者を扶養する世帯に見直し</li> <li>・ 子どものいない40歳未満の夫婦のみの世帯を新たに追加</li> </ul> <p>&lt;危機管理防災部 消防防災課&gt;  東京都に通勤・通学する県民が百万人を超える本県にあっては、地震等の発生時に県民の皆様が都内から安全に帰宅していただくことが大きな課題となっています。  このため、県では、首都圏の自治体と連携し、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食産業などと、水道水やトイレ、情報の提供などを内容とする協定を締結するなど、対策の強化に取り組んでいます。  また、徒歩による帰宅訓練を実施し、県民の防災意識の向上を図るとともに、支援方策を検証しています。</p> <p>&lt;県土整備部 河川砂防課&gt;  河川の整備にあたっては、自然環境に配慮した『多自然川づくり』を基本として実施しています。  護岸整備には、強度や耐久性等の制約がありますが、可能な限り天然素材等を用いて環境に配慮した護岸整備を進めてまいります。</p>	<p>評価・方向性</p> <p>×－B  連携・協定などの対策については評価できる。しかし、帰宅困難者および徒歩帰宅者への支援対応については、更なる強化が必要であり、県内が震源地となった場合も含め、再検討する。</p> <p>△－B  植生護岸の試験施工（試験区域の設置）など、具体的な回答が得られなかった。  必要性の認識の一致は評価するが、今後の施工状況を検証する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>素材を主体とする護岸にする必要がある。</p> <p><b>VI. 食品・農林水産政策</b></p> <p><b>1. 農林業の振興と活性化を図ること。</b></p> <p>(1) 山林・農地・緑地へ減免・助成・貸付制度の充実を図ること。</p> <p>(2) 休耕地の利用促進に向けて、バイオエタノールと原料について有識者などによる研究会を設置し検討すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 市町村合併により、農地などに関わる課税額が町村時より市制へ移行し増加し、各種支援制度なども変更され、税源移譲により住民税も増加し小規模農家は著しい増税となっている。</p> <p>市街化区域農地は住宅並み課税であり、生産緑地地区の指定を受けなければ農地課税にならず、廃業などによる贈与・相続時に納税のために止むを得ず売却</p>	<p>&lt;農林部 農業支援課&gt;&lt;農林部 農村整備部&gt;</p> <p>農業者に対する農業制度資金については、60歳以上でも後継者がいる方などは、「農業近代化資金」、「農業改良資金」を利用していただくことができます。</p> <p>また、他の業種から新たに農業者になる場合に利用できる資金としては、「就農支援資金」があり、団塊の世代を含む65歳までの方の利用が可能となっています。</p> <p>森林や農地の保全・活用等の活動については、森林ボランティア団体や農地・水・環境保全向上対策による地域活動等への助成を行っています。</p> <p>例えば、農地・水・環境保全向上対策では、農業用水路の草刈りや遊休農地を活用した景観作物の植栽、管理など、農業・農村の資源を将来にわたり適切に保全するための地域ぐるみの共同活動を支援しています。</p> <p>こうした制度、施策を積極的に推進し、本県農林業の振興を図ってまいります。</p> <p>&lt;農林部 農産物安全課&gt;</p> <p>バイオマスの利活用を推進するため、県では関係課所等による研究会を立ち上げ活動してまいりましたが、20年度においては、より着実な推進を図るため、新たな推進組織の整備による関係各部の連携強化と学識経験者の増強を予定しています。</p> <p>このほか、県農林総合研究センターでは、遊休水田の利用促進等に向けて、バイオ燃料の原料となる超多収イネの開発に20年度から本格的に取り組む予定です。</p>	<p>(1) △-B</p> <p>財政的な助成制度は評価できる。</p> <p>農業者を含む団塊世代の今後の動向を見極めながら、再検討する。</p> <p>(2) ○-A</p> <p>今年度の施策に期待し完結するが、実効を継続して検証する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(宅地化)する現象は続いている。</p> <p>県の農業貸付対象者の60歳規制は年金の支給開始年齢や企業の高齢者雇用とあいまって、現状に見合った内容へ改善すべきであり、多様化した働き方が進行する現状では、農林業全般においても、実情に見合った兼業範囲を見直す必要がある。</p> <p>また、森林ボランティアなどによる保全活動は実績を挙げつつあるが、支援団体などへの助成制度の充実が求められている。</p> <p>県が推奨する清流と田園を守るためには、特に小規模の農林業への対策が必要であり、県内の山林・農地・緑地の減少に歯止めを掛けるためにも、関連する各種減免・助成・貸付制度の改善・充実が求められている。</p> <p>(2) 昨今の原油価格の高騰と地球温暖化の環境問題から、バイオエタノールは着目されている一方で、遺伝子組み換えや大量の農薬使用などで、近隣農産物との安全性の関係が懸念されている。</p> <p>県内におけるバイオエタノールへの転換見通しや、原料生産に関わる安全性などについて、有識者および関係団体との研究会を設置し検討すべきである。</p>		
<p><b>Ⅶ. 教育政策</b></p> <p><b>1. 教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を生みだし、教育活動をさらに充実させるため、学校および県・市町村教育委員会が、それぞれの実態を踏まえ主体的かつ継続的に、教員の恒常的多忙感の解消に取り組むこと。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>文部科学省は5月23日、40年ぶりに実施した教員の勤務実態調査の結果を公表している。対象となった公立の小中高校の教員では、1日の平均勤務時間が10～</p>	<p>＜教育局 小中学校人事課＞</p> <p>事務の簡素化や効率化を図る観点から、学校における事務の負担軽減や見直しを図ることが重要である。</p> <p>具体的には、県教育委員会が市町村教育委員会へ事務を依頼する際、学校まで問い合わせがいく内容もあり、負担軽減の観点から精選を行っています。</p> <p>また、県が開催する小・中学校教職員を対象とした会議や研修等についても、会議の回数や時間を減らしている状況にあります。</p> <p>今後とも、市町村教育委員会に依頼する調査・照会及び県が開催</p>	<p>△－B</p> <p>県として事務の負担軽減や見直しに取り組んでいることは理解するものの、要請内容である「学校および県・市町村教育委員会が、それぞれの実態を踏まえ主体的かつ継続的に」多忙感</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>1 1時間で、恒常的に1日約2時間の残業・持ち帰りになっている。</p> <p>これまでの学校は、生徒にとって教育的意義があるという理由で、本来学校が担うべき役割を超え、多くのことを抱えこんできた。また、社会変化等の影響を受け、社会や保護者が学校に求める役割が、以前と比べて確実に増加している。</p> <p>教員の職務は、発達の過程にある児童生徒を相手とし、その人格形成や成長に大きな影響を与えるものであるため、常に緊張感を伴い、また、授業のための準備、教材研究はもとより、校内の分掌業務や外部への文書提出、保護者や地域との対応など、一定時間内に多様な業務を抱えている。また、休憩が日によってはとれないこともあり、多忙感を一層募らせている。こうした実態を踏まえ、教員が心身共に健康で、意欲を持って教育活動に取り組み、また、児童生徒と向き合う時間をできるだけ多く確保して行くためには、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙感の解消に向けた取り組みを積極的に進める必要がある。</p> <p><b>2. 外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、「外国人特別選抜」実施校の拡充と、出願資格である「入国後の在日期间が3年以内の者」を「入国後の在日期间が7年以内の者」に見直すこと。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>県内に居住する外国人児童生徒は年々増加しており、学校基本調査によると、平成18年度は小学校2,390人（前年度比63人増）、中学校864人（前年度比66人増）となっている。</p> <p>外国人中学生のほとんどは、将来にわたり日本に居住する意向をもっており、中学卒業後の進路は県内公立高校への進学を希望しているが、現実的には多くの外国人生徒が県内公立高校へ進学することが困難な状況であ</p>	<p>する会議等について、適宜見直しを図ってまいります。</p> <p>市町村教育委員会には、同趣旨の内容を機会ある毎にはたらきかけております。</p> <p>＜教育局 高校教育指導課＞</p> <p>外国人特別選抜の実施校の拡大については、県南地域を中心に外国人生徒が多く居住している状況を踏まえ、平成18年度入学者選抜から県立草加南高等学校でも外国人特別選抜を実施し、実施校を5校から6校といたしました。</p> <p>実施校の拡大につきましては、今後とも各学校の理解を得るよう、努力して検討してまいります。</p> <p>県公立高等学校の入学者選抜については、平成22年度から新しい制度のもとで実施いたします。外国人特別選抜については、日本語又は英語等の能力以外の能力・適性も何らかの形で評価することができるかどうかについて細部の検討を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。</p>	<p>解消に向けどのように取り組んで行くのか、具体的施策が明確でない。</p> <p>市町村の回答や今後の対応も見極めつつ、再要請を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>「外国人特別選抜」実施校の拡大については、徐々にではあるものの増加しており、一定の評価ができる。</p> <p>平成22年度から新制度のもとで県公立高等学校の入学者選抜が実施されることから、新制度における「外国人特別選抜」の内容を見極めつつ、対応を検討した</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>る。</p> <p>県教育委員会は、県内外国人生徒への対応として「外国人特別選抜」を実施しているが、実施校は徐々に増加しているものの、現在6校のみであり、多くの外国人生徒は「外国人特別選抜」実施校を受験したくても、通学可能な地域に実施校がないことや、実施校の定員枠に満たない場合でも不合格になることから、この選抜制度を十分に利用できないでいる。</p> <p>また、「外国人特別選抜」の出願資格が「入国後の在日期間が3年以内の者」としており、3年を超える生徒には受験資格が与えられていない。</p> <p>日常生活に必要な基本的な言語能力は、6ヶ月から2年で身につく、学術面での言語能力は、5年から7年かかるという研究報告もなされているように、日本に居住する期間が3年以上の生徒であっても、その多くは、日本語を使いこなすことが、まだまだ不十分であり、一般受験の場合でも国語や社会などの教科でどうしても不利な立場にあり、希望する高校へ進学できないケースが多数存在する。また、進学できない生徒たちの多くは就職せざるを得ないが、中学校卒業者の就職口は極めて限られており、外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、公立高校における受け入れ体制を拡充していくことが喫緊の課題となっている。</p> <p><b>3. 「さわやか相談員」を全額県費負担で、公立中学校全校に配置すること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>平成8年度、全国に先駆けて中学校に配置したさわやか相談員は、10年を経て、本年度よりその設置を市町村に移管することとした。移管にあたっては、市町村の教育相談活動の幅を広げ、より効果的な対応をとることができるよう相談員の配置に対する助成金制度を導入し、その経費の3分の2を県が支援することとしている</p>	<p>い。</p> <p>＜教育局 生徒指導室長＞</p> <p>「さわやか相談員」については、平成18年度、一人あたり年間990件の相談を受けるなど、中学校における教育相談体制で重要な存在となっています。</p> <p>親や教師とは違う立場の身近な相談員が学校にいて、親身に児童生徒の相談に応じることは、子どもに安心・安全感を与え、いじめ・不登校といった課題の早期解決や早期対応に大いに役立つものと考えています。</p>	<p>い。</p> <p>×－B</p> <p>「さわやか相談員」の配置権限を市町村へ移管したこと、また、教育相談体制のための助成制度の考え方については理解するものの、「さわやか相談員」の賃金・労働条件は、県のモデル</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>が、相談員の役割、必要性については、市町村において十分理解はされているものの、これまで全額県費負担であったものが、市町村に3分の1の負担を求めることについて、市町村財政は更に厳しさを増すこととなり、さわやか相談員の賃金、労働条件は、県のモデル案を示しているものの、相談員の身分や配置方法、相談員の勤務条件は市町村によって、格差が生じている。</p> <p>教育は、一人ひとりの子どもの社会的自立を保障するライフラインであり、同時に、子どもと社会の将来を決定する未来投資である。また、学校教育は、すべての子どもの学ぶ権利を実現し、生涯にわたって学び続ける基礎となる教養を形成しなければならない。</p> <p>埼玉県における平成18年度の不登校児童・生徒数は、小学校では5年ぶりに増加に転じ1,362人(前年度比42人増)で全国5位、中学校では2年連続で増加し6,279人(前年度比380人増)で全国4位の多さとなっている。</p> <p>いじめ、不登校対策の重要性の視点に立ち、さわやか相談員の全額県費負担による公立中学校全校配置が必要と考える。</p> <p><b>Ⅷ. 人権・男女平等政策</b></p> <p><b>1. 児童虐待の早期発見と防止に向けて以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1)早期発見のため、児童虐待防止法における県民の通告義務(児童虐待防止法第6条1項／・児童福祉法25条)について、県民に対する啓発及び広報の徹底を図ること。</p>	<p>しかし、いじめや不登校の発生状況などを見ると、地域や学校によって一様でないことから、「さわやか相談員」を県で均一に配置して対応するより、主体を市町村に移し、市町村が創意工夫の下、相談員を配置・活用し、県はそれを財政支援することの方が効果的と考え、平成19年度から助成制度に変更したところです。</p> <p>今後も、身近な相談員の採用・配置は市町村で行い、県は、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーや精神科医といった専門職の配置等の役割を担い、相互補完で学校教育相談体制の充実に努め、児童生徒の育成に取り組んでまいります。</p> <p>したがって、「さわやか相談員」を全額県費負担で、公立中学校全校に配置することは考えておりません。</p> <p>&lt;福祉部 こども課&gt;</p> <p>(1)児童虐待防止については、これまでポスターの掲示や県の広報媒体を利用して、意識啓発を図ってきました。</p> <p>来年度も引き続き啓発活動を実施し、児童虐待防止の機運を、一層高めてまいります。</p>	<p>案を示しているにもかかわらず、市町村によって相談員の身分や配置方法、相談員の勤務条件には格差が生じている。</p> <p>改めて、各市町村の現状を確認し対応を検討したい。</p> <p>(1)○-A</p> <p>児童虐待防止についての啓発活動の継続した取り組みが予定されていることや県民の通告義務が冊子・リーフレット等に明記されていることは評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 児童虐待を早期に発見できるよう県内すべてに「要保護児童対策地域協議会」が設置されているが、児童虐待の兆候を見逃さないために、参加機関や地域の関係機関が連携を深めながら効果的対応を図ること。</p> <p>(3) 児童相談所は虐待を行った保護者に対してのケアや治療を充実させるとともに、自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けた効果的なプログラムを開発し実施すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>(1) 全国の児童相談所が受け付けた平成18年度の児童虐待相談受付件数は、過去最多だった昨年度よりも3,000件近く増え、37,343件に上ることが、厚生労働省の調査結果から明らかとなっている。虐待はここ数年、増加の一途をたどっており、全国的に深刻の度を増している。</p> <p>埼玉県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は、平成18年度2,287件と過去最多となっており、児童虐待防止法施行前の平成11年度691件に比べ3.3倍と増加し表面化している。このうち虐待を受けている子どもの年齢は、0歳から就学前までの乳幼児が半数近くを占めている。</p> <p>さらに、県内では死に至る痛ましい児童虐待事件が起きている。虐待の兆候をキャッチしていたにも関わらず、近隣の市民から児童相談所への虐待の通告はされていない。虐待で命を落とすという大事に至らない</p>	<p>(2) 市町村児童虐待防止ネットワーク会議を守秘義務を明確にした要保護児童対策地域協議会に移行するよう指導しました。平成19年9月末現在で、69市町村のうち66市町村で移行が済んでおり、来年度当初には全市町村に設置される見込みとなっています。</p> <p>また、来年度も引き続いて、保育所・幼稚園や医療機関などを対象に虐待対応のための研修を実施し、相互に関係する機関・団体の間の連携を図ります。</p> <p>(3) 児童虐待等により親子分離した児童と家族に対して、家族再統合や養育機能の再生に向けた支援の充実を図るために、19年度は組織を再編して、各児童相談所に「心理・家族支援担当」を設置しました。</p> <p>また、援助の指針となる標準化した支援の手順を示すために埼玉県児童相談所家族支援プログラム検討委員会を設置して、家族支援のための評価シートや支援プログラムの検討を行いました。</p> <p>来年度は、これらの活用に向けて研修を実施するとともに、運用しながら必要な場合は改善を行い、効果的に実施してまいります。</p>	<p>(2) ○-B</p> <p>「要保護児童対策地域協議会」への移行が進められており、参加機関の虐待対応のための研修が実施されていることは評価できる。今後、「要保護児童対策地域協議会」の活動を見極め再要請について検討する。</p> <p>(3) ○-B</p> <p>埼玉県児童相談所家族支援プログラム検討委員会が設置され、評価シートや支援プログラムが検討されたことは評価できる。</p> <p>本年度からの運用状況を見極め再要請の検討をする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ためには、ささいなことでも通告することが大切である。</p> <p>(2) 厚生労働省が行った「平成17年児童虐待死51例(死亡数56人)」の調査では、保育所や医療機関が死亡前に子どもと接触しながら、児童相談所に通告がなかったケースが23例あったことが分かっている。さらに、家庭と接点がある機関が虐待を見抜けない割合は45%に増加している。</p> <p>虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多い。このため、関係機関が一堂に会し、情報交換を行い共通の認識に立ち、それぞれの役割分担を協議する「要保護児童対策地域協議会」の役割は大きく、各関係機関の連携を深めながら早期発見並びに効果的対応を図ることが求められている。</p> <p>(3) 保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び虐待をすることがなくなり、親子がともに生活できるようになることが、子どもにとっても保護者にとっても最良の解決策であることから、虐待を受けた子どもに安心できる生活を保障するために、虐待を行った保護者に対するケアや治療を充実させるとともに、家族への支援として自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けたプログラムを開発し実施することが必要とされている。</p>		